

東京大学宇宙線研究所附属宇宙ニュートリノ観測情報融合センター運営委員会規則

平成19年4月1日制定

平成19年4月18日改正

(設置)

第1条 東京大学宇宙線研究所附属宇宙ニュートリノ観測情報融合センター（以下「センター」という。）に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、センター長の諮問に応じ、センターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員約7名をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に、所長が委嘱する。

(1) センター専任の教授及び准教授

(2) 学外の学識経験者のうちから若干名

(3) その他宇宙線研究所長が必要と認めた本学の教授又は准教授

2 学外者の委員の数は、学内から選出される委員の数を超えないものとする。

(任期)

第6条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

2 前項の委員が任期途中で交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。